

鳥取県告示第 593 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成 19 年 7 月 10 日

鳥取県日野総合事務所長 谷 口 真 澄

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

日野郡日野町中菅字掛橋谷 1059 の 2、1060 の 1、1061 の 1、字金井谷 1080 の 3、上菅字宝殿ヶ塚 38 の 4、字ノゾキ岩 40 の 1、42 の 1、字田ノ塚山 140 の 1、字棚谷山 141 の 10、141 の 12、字小石堂内林 853 の 3、853 の 7、856 の 2、856 の 9、856 の 10、字人向山 863 の 16、863 の 20

2 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県日野総合事務所農林局林業振興課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）